

【税務編】

# 定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いの見直し

和泉会計事務所 税理士 和泉 真紀夫



**Q.** 法人向けのいわゆる「節税保険」の取扱いについて見直しがされたようですが、どのように変わったのか具体的に教えてください。

**A.** 国税庁は7月8日、いわゆる「節税保険」に対応した改正法人税基本通達等に関する『定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ』を公表しました。詳細は以下の通りです。

## 1. 改正内容

保険期間が3年以上の定期保険または第三分野保険<sup>※</sup>で、最高解約返戻率(以下、返戻率という)が50%超の定期保険等の保険料の主な取扱いは、下表のとおりです。

返戻率が50%以下であれば、保険料は従来通り全額損金扱いになりますが、50%超70%以下であれば保険料の60%、70%超85%以下であれば40%が損金扱いとなります。それ以上の返戻率の場合は、「当期分保険料×返戻率×70%(保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%)」が資産計上となり、損金扱いとなる割合はさらに低くなります。

ただし、返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額が30万円以下の保険に係る保険料を支払った場合は、支払った日の属する事業年度の損金算入を認めています。

注:第三分野保険の第三分野とは、生命保険(第一分野)と損害保険(第二分野)の中間に位置する保険のことで、具体的にはどちらにも

属さない医療保険、がん保険、介護保険、傷害保険などが第三分野保険に該当します。

## 2. 適用関係

改正後の取扱いは、令和元年(2019年)7月8日以後に契約した定期保険または第三分野保険に係る保険料と、令和元年10月8日以後に契約した定期保険または第三分野保険(基本通達9-3-5に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に限る)の保険料について適用されます。

それぞれの日より前に契約した保険の保険料に対して遡って適用されることはありません。

詳細につきましては、『定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ(国税庁・令和元年7月8日公表)』をご参照ください。

最高解約返戻率の区分	資産計上期間	資産計上額	取崩期間
50%超70%以下	保険期間開始の日から40%相当の期間を経過する日まで	当期分支払保険料×40% (=60%損金算入可)	保険期間の75%相当期間経過後から、保険期間の終了の日まで
70%超85%以下		当期分支払保険料×60% (=40%損金算入可)	
85%超	保険期間開始の日から最高解約返戻率となる期間(※)の終了日	当期分保険料×最高解約返戻率×70%(保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%)	解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間経過後から保険期間の終了の日まで

(※)最高解約返戻率となる期間経過後の各期間において、その期間の解約返戻金からその直前の期間の解約返戻金を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が70%を超える期間がある場合には、その超えることとなる期間